



羽の情報便

個人事業主の親族への給料

個人事業主が親族に給料を支払う場合の注意点です。

■生計を一にしているかどうか？

今回は個人事業主の場合です。飲食店等をはじめとして、親族に従業員として働いてもらう場合があります。親族といえども、仕事をしていれば当然、給料が発生します。

親族に給料を支払う時に、注意したいことは、「生計を一にする」かどうかで、税務上の取り扱いが大きく異なります。生計を一にしていない親族に対して支払う給料は、必要経費になります。逆に、生計を一にしている親族に対して支払う給料は、原則的に必要経費にはなりません。

例えば、二人の子供がいて、一人はすでに家を出ており、もう一人は、事業主と一緒に生活している場合を考えてみます。二人の子供に同じ仕事をしてもらい、同じ給料を支払ったとしても、家を出ている子供に対する給料は必要経費になりますが、一緒に生活している子供に対する給料は、必要経費にはならないということです。

つまり、自分の子供に対して支払った給料でも、生計を一にしていない場合は必要経費に算入できますが、生計を一にしている場合には、必要経費にはならないのです。

■諦めないで！例外はあります…

青色申告者については、給料の支払を受ける親族が、青色申告専従者の要件を満たしている場合には、青色事業専従者給与額を必要経費に算入することができます。但し、青色事業専従者については事前に税務署への届出が必要となります。

尚、白色申告者については、事業専従者の要件を満たしている場合には、事業専従者控除額を必要経費に算入することができます。

<ケース1> 生計を一にしていない親族への給料 > 必要経費 ○

<ケース2> 生計を一にしている親族への給料 > 必要経費 ×

<ケース3> 青色事業専従者への給料 > 必要経費 ○



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ！ (<http://www.mag2.com/>) ■melma！ (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

四月から実施された低公害車の自動車重量税の減税について、対象となるハイブリッド自動車を所有しているのですが、今年の三月に車検（継続検査）を受けてしまいました。もう減免措置を受けることはできないのでしょうか。

平成二十一年四月一日から、電気自動車や次世代自動車など一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた低公害車について、新規検査又は継続検査等（自動車検査証の交付等）の際に納付すべき自動車重量税が減免されることとなりました。

平成二十一年四月一日から平成二十四年四月三十日までの間に最初に受ける新規検査又は継続検査等の際に納付すべき自動車重量税について減免されることとなっております。従って、平成二十四年四月三十日迄であれば、次回の継続検査等（受ける最初のもの）の際に納付する自動車重量税について減免措置を受けることができます。



税金まめ知識（第25回）損益通算(2)

前回に引き続き損益通算についてご説明します。事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得が赤字のとき、区分ごとの所得のプラス・マイナスを相殺して納税額を調整できるのが、損益通算と呼ばれる制度です。

但し、以下で例にあげた特殊な損失は損益通算できませんので注意が必要です。

■株式・先物取引の譲渡損失

申告分離課税にて株式や先物取引の譲渡損失が出た場合は損益通算できません。

■土地・建物の譲渡損失

土地・建物の譲渡損失も一部の例外を除き、損益通算できません。

■自分の別荘の貸付から生じた損失

保養やレジャーなどを目的とした別荘を自分が利用しないときに貸し付けて、不動産所得の損失が出た場合も損益通算できません。

■不動産所得の損失のうち、土地購入のための借入金利息

不動産所得で損失が出た場合、必要経費に算入した土地を購入するための借入金利息までは、損益通算できません。

■レジャー用のマイカー（事業用については可能）

事業に使用している自動車の売却損は譲渡所得の損失となり、損益通算できますが、レジャー用のマイカーの売却損は、別荘の場合と同じく損益通算できません。

■貴金属・骨董品・書画などの譲渡損失

これらの譲渡損失も損益通算はできません。

■雑所得の赤字

その他、雑所得の赤字を損益通算するのもよく見かけますが、これも大きな間違いです。注意しましょう。



7月の税務カレンダー

市区町村で条例で定める日
固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付



7月10日（金）
6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日（水）
所得税の予定納税額の減額申請



7月31日（金）
5月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

11月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



毎月の電気代でコスト削減 ～月々の電気代を最大40%コストカット！～



毎月お使い頂いている電気の使用量・使用時間・方法等を適切な使用の契約に見直すサービスです。
電力会社への複雑な申請作業は、弊社が全て代行しますのでご安心ください。

成功事例13： 鉄工所（年間 18.5%の削減）

合理化前		合理化後	
年間の電気料	4,437,896円／年	年間の電気料	3,615,236円／年

年間の電気料金削減金額 1年間で 822,600円 10年間で 8,226,000円

とにかく電気代削減診断（無料）だけでも弊社にお任せください。
その後、契約変更するか否かは、お客様のご判断です。



似ているけれど・・・違いは何？

■「観賞」と「鑑賞」

「観賞」は自然などをみて楽しむことで、「鑑賞」は芸術性があるものを理解できるまで、しっかり味わうことです。

■「ジーンズ」と「ジーパン」

実は全く同じものを指しています。アメリカで生まれた生地、それで仕立てたパンツを「ジーンズ」と呼びますが、「ジーパン」は日本人が作った和製英語です。アメリカ人には通じません。

■「細菌」と「ウイルス」

「細菌」は、分類上は植物に属する単細胞生物のことで、人間や他に生物に入り込み、細胞分裂で増殖します。「ウイルス」は、自らが細胞体ではなく、DNAと、それを包む殻だけからなる超極小の微粒子で生物の細胞に寄生し、生きた細胞内でのみ増殖します。

■「病院」と「診療所」

「病院」は、20床以上の入院施設が整った医療機関のことをいい、「診療所」は、入院施設が全くないか、あっても19床以下しかないものをいいます。

■「バター」と「マーガリン」

「バター」は、主原料が牛乳で牛乳に含まれる乳脂肪を濃縮して固めたもの。「マーガリン」は、主原料が大豆油、コーン油など植物性油でバターに似せて作ってあるもので味覚は似ていますが全く違うものです。



今月のコラム

外は梅雨で毎日ジメジメした天気ですが
いかがお過ごしでしょうか。

どうしても心も沈みがちなこの季節。梅
雨のない北海道にお住まいの方がうらやま
しい限りです。

私は、梅雨の季節になると傘を沢山失く
します。沢山失くすので必然的に沢山買
います。よく「安物を買うと失くすので、
高価な傘を買いなさい！」とスタッフに言
われ、去年実践してみました。やっぱり
失くします。もう体に縛り付けるしか方策
はなさそうです。

最近、おたまじゃくしが空から降って
くるといふ石川県のニュースを見ましたが、
鳥の仕業という推測もありますが、原因は
結局謎のままのようです。世界に目を向け
れば、同様の現象はよく見られるようで、
魚、カエル、トマト、石炭などが降ってき
たことがあるようです。どうせならお金で
も降ってこないかと思ったりしますね。

梅雨が明ければ、いよいよ活動的な夏の
到来です。夏休みの楽しいプランを考えな
がら、お仕事も頑張っていきましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～
(青色申告のみ)

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

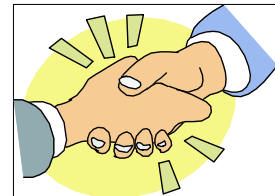
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

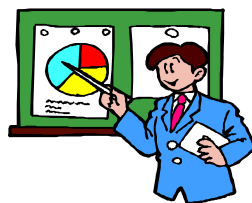
月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp



夏のお休みを楽しみに
お仕事頑張りましょう。

